

鹿 児 島 県 公 報

令 和 6 年 6 月 7 日 (金) 第 521 号



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿 児 島 市 鴨 池 新 町 10 番 1 号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

規 則 告 示		
○鹿 児 島 県 沿 岸 漁 業 改 善 資 金 貸 付 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則 (※)	(水産振興課取扱い)	1
○救急病院等の認定	(保健医療福祉課取扱い)	1
○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業の廃止	(高齢者生き生き推進課取扱い)	2
○介護保険法に基づく介護医療院の開設の許可	(高齢者生き生き推進課取扱い)	2
○介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業の廃止	(高齢者生き生き推進課取扱い)	2
○公共測量の実施	(監理課取扱い)	3
○土地収用法による事業の認定	(監理課取扱い)	3
○令和6年度自衛官の募集	(危機管理課取扱い)	5
公 告		
○競争入札の参加者の資格に関する公告	(水産振興課取扱い)	6
○一般競争入札公告	(水産振興課取扱い)	7
選 挙 管 理 委 員 会 告 示		
○個人演説会等を開催することができる施設の指定の一部改正	(選挙管理委員会取扱い)	11
公 安 委 員 会 公 告		
○機械警備業務管理者講習実施公告	(生活安全企画課取扱い)	11

規 則

鹿 児 島 県 沿 岸 漁 業 改 善 資 金 貸 付 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則 を こ こ に 公 布 す る。

令 和 6 年 6 月 7 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

鹿 児 島 県 規 則 第 42 号

鹿 児 島 県 沿 岸 漁 業 改 善 資 金 貸 付 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則

鹿 児 島 県 沿 岸 漁 業 改 善 資 金 貸 付 規 則 (昭 和 54 年 鹿 児 島 県 規 則 第 88 号) の 一 部 を 次 の よう に 改 正 す る。

第 1 条 第 1 項 中 「 令 和 4 年 農 林 水 産 省 第 42 号 」 を 「 令 和 4 年 農 林 水 産 省 令 第 42 号 」 に 改 め る。

第 2 条 後 段 中 「 令 和 6 年 3 月 31 日 」 を 「 令 和 7 年 3 月 31 日 」 に 改 め る。

附 則

こ の 規 則 は , 公 布 の 日 か ら 施 行 す る。

告 示

鹿 児 島 県 告 示 第 467 号

救 急 病 院 等 を 定 め る 省 令 (昭 和 39 年 厚 生 省 令 第 8 号) 第 1 条 第 1 項 の 規 定 に よ り , 次 の と お り 救 急 病 院 又 は 救 急 診 療 所 と し て 認 定 し た。

令 和 6 年 6 月 7 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

救急病院・救急診療所の別	名 称	所 在 地	認 定 の 有 効 期 間
救急病院	池田病院	鹿屋市下祓川町1830番地	令和6年6月12日から 令和9年6月11日まで

鹿児島県告示第468号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止の届出があった。

令和6年6月7日

鹿児島県知事 塩田康一

事 業 所		指定居宅サービス事業者			廃止年月日	サービスの種類
名 称	所 在 地	名称又は氏名	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
中野歯科医院	鹿屋市共栄町15-13	中野 俊一			令和6年 2月29日	居宅療養 管理指導
社会福祉法人霧島市社会福祉協議会単人訪問介護事業所	霧島市隼人町内山田一丁目6番65号	社会福祉法人霧島市社会福祉協議会	霧島市国分中央三丁目33番10号	福永 洵	令和6年 3月31日	訪問介護
望洋の里訪問介護事業所	南九州市颯娃町牧之内3769番地1	社会福祉法人更生会	南九州市颯娃町別府4710-6	中村 邦彦	令和6年 3月31日	訪問介護
中種子町社会福祉協議会訪問介護事業所	熊毛郡中種子町野間6584番地2	社会福祉法人中種子町社会福祉協議会	熊毛郡中種子町野間6584番地2	森山 辰郎	令和6年 3月31日	訪問介護
アースサポート薩摩川内	薩摩川内市東開開町3-1	アースサポート株式会社	東京都渋谷区本町一丁目4番14号	森山 典明	令和6年 3月31日	訪問入浴 介護
訪問看護ステーションれいめい	霧島市国分剣之宇都町198番地1	株式会社黎明	霧島市国分剣之宇都町198番地1	新原 誠	令和6年 3月31日	訪問看護
訪問看護ステーションふるる	曾於郡大崎町野方6047番地3	医療法人玲心会	曾於郡大崎町野方6045番地1	春別府稔仁	令和6年 3月31日	訪問看護
訪問看護ステーションそら	南九州市颯娃町別府7349番地	合同会社想楽	南九州市颯娃町別府7349番地	石原 円子	令和6年 4月30日	訪問看護

鹿児島県告示第469号

介護保険法（平成9年法律第123号）第107条第1項の規定により、次のとおり介護医療院の開設を許可した。

令和6年6月7日

鹿児島県知事 塩田康一

施 設		介護医療院の開設者			許可年月日	サービスの種類
名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
あいらの森ホスピタル介護医療院	始良郡湧水町北方1854番地	医療法人永光会	始良郡湧水町北方1854番地	永田 智行	令和6年 4月1日	介護医療 院サービ ス

鹿児島県告示第470号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり廃止の届出があった。

令和6年6月7日

鹿児島県知事 塩田康一

事業所		指定介護予防サービス事業者			廃止年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称又は氏名	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
中野歯科医院	鹿屋市共栄町15-13	中野 俊一			令和6年2月29日	介護予防居宅療養管理指導
アースサポート 薩摩川内	薩摩川内市東開 開町3-1	アースサポート 株式会社	東京都渋谷区本 町一丁目4番14 号	森山 典明	令和6年3月31日	介護予防訪問入浴介護
訪問看護ステーション れいめい	霧島市国分剣之 宇都町198番地 1	株式会社黎明	霧島市国分剣之 宇都町198番地 1	新原 誠	令和6年3月31日	介護予防訪問看護
訪問看護ステーション ふるる	曾於郡大崎町野 方6047番地3	医療法人玲心会	曾於郡大崎町野 方6045番地1	春別府稔仁	令和6年3月31日	介護予防訪問看護
訪問看護ステーション そら	南九州市頰娃町 別府7349番地	合同会社想楽	南九州市頰娃町 別府7349番地	石原 円子	令和6年4月30日	介護予防訪問看護

鹿児島県告示第471号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、薩摩川内市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和6年6月7日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 作業の種類 公共測量（基準点測量及び現地測量）
- 2 作業の期間 令和6年5月27日から同年7月5日まで
- 3 作業の地域 薩摩川内市永利町地内、田崎町地内及び平佐町地内

鹿児島県告示第472号

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第20条の規定により、次のとおり事業の認定をした。

なお、起業地の全部について、法第31条の規定により事業認定後の収用又は使用の手続が保留される。

令和6年6月7日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 起業者の名称
出水市
- 2 事業の種類
出水市地域活性化施設整備事業
- 3 起業地
 - (1) 収用の部分
鹿児島県出水市下鯖町地内
 - (2) 使用の部分
なし
- 4 事業の認定をした理由
 - (1) 法第20条第1号の要件への適合性について
出水市地域活性化施設整備事業（以下「本件事業」という。）は、法第3条第32号に掲げる地方公共団体が設置する公共の用に供する施設に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

(2) 法第20条第2号の要件への適合性について

本件事業は、出水市議会の議決を経て予算財源措置を講じていることから、起業者である出水市は、本件事業を遂行する意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 法第20条第3号の要件への適合性について

ア 得られる公共の利益

出水市は、全国有数の出荷額を誇る鶏肉や鶏卵を中心とした畜産業及び豊かな水資源によってもたらされるアジやクマエビ、のり等の水産業が盛んな地域である。

しかしながら、大企業の工場撤退による就業環境の悪化や近年の少子化に伴い、人口が減少傾向にあるほか、これまで各地域の拠点であった商店街が空洞化し、地域経済が衰退化している状況である。

そのため、現在整備が進んでいる南九州西回り自動車道や北薩横断道路の開通効果を生かした積極的な企業誘致により雇用を創出するとともに、各種産業の活性化を支援し、定住人口や交流人口の増進による都市活力の再生を図り、利便性の高いまちづくりを推進することが求められている。

本件事業は、南九州西回り自動車道から直接アクセスできる形で地域活性化施設（以下「道の駅」という。）を整備することで、長距離ドライバーのための休憩施設としての役割はもちろんのこと、「地方創生拠点」及び「防災・防疫拠点」としての開通効果が発揮され、第二次出水市総合計画、出水市都市計画マスタープラン及び出水市地域防災計画に位置付けられている諸施策を実現可能とするものである。

本件事業の実施により、出水市の地域資源の魅力を発信する新たな地方創生拠点が整備されることで、観光客等の交流人口増加による地域活性化及び農畜水産物等の地元ブランド品の販売や生産者と連携した6次産業化による地域産業の振興に大きく寄与することが期待される。

また、大規模災害発生時における地域住民の避難場所、消防・自衛隊等の救援部隊等の拠点、支援物資の中継拠点、家畜の伝染病発生時の車両消毒場所等、出水市地域防災計画において位置付けられている重要な防災・防疫拠点として活用する予定である。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

イ 失われる利益

本件事業は、環境影響評価法（平成9年法律第81号）及び鹿児島県環境影響評価条例（平成12年鹿児島県条例第26号）に基づく環境影響評価が義務付けられた事業には該当しないが、起業者は、工事の実施及び施設の供用に当たり、大気汚染、騒音、振動等の影響を最小限に抑える措置を講ずることとしており、周辺の生活環境に与える影響は、少ないものと見込まれる。

なお、起業者が起業地及びその周辺の調査を行った結果、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）等により保護のための特別措置を講ずべき動植物の存在は確認されておらず、また、起業地内に透水性の舗装を施すことにより、なるべく雨水を地中へ浸透させ、排水路に雨水が集中しないよう措置を講ずることとしていることから、周辺の生態系に与える影響は、少ないものと見込まれる。

また、文化財については、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による周知の埋蔵文化財包蔵地の存在が確認されているが、文化財を所管する出水市商工観光部文化スポーツ課から、事業実施に当たっては、必要な発掘等を行い、遺構等が確認された場合には記録保存を含む適切な措置を講ずることを条件に、事業対象地に当該埋蔵文化財包蔵地を含むことに異存がない旨の回答を得ている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は、軽微であると認められる。

ウ 事業計画の合理性

起業地の選定に当たって、①南九州西回り自動車道の整備区間において、直結型又はインターチェンジ近傍型の道の駅として整備可能な場所であること、②出水市及び出水

市周辺の市町を含む広域的圏域で多数の人々が利用する施設であるため、交通条件に恵まれていること、③道の駅を整備する上で、施設や駐車場等を建設するのに必要な敷地面積が確保でき、拡張可能な場所であること、④工事費、用地補償費等の事業費が安価であることを基本条件として、3つの候補地を総合的に比較検討し、起業地として選定している。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第20条第4号の要件への適合性について

ア 事業を早期に施行する必要性

本件事業は、現在、国土交通省が整備を進めている「一般国道3号改築工事（南九州西回り自動車道「芦北出水道路」）」の供用開始に合わせて一体となって整備することで、「地方創生拠点」及び「防災・防疫拠点」としての効果が発揮できるものである。

また、第二次出水市総合計画、出水市都市計画マスタープラン及び出水市地域防災計画に位置付けられている諸施策を実現するための事業であることから、早期に本件事業を施行する必要があると認められる。

イ 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所

出水市役所建設部西回り道・防災道の駅推進課

6 収用又は使用の手続が保留される起業地

(1) 収用の部分

鹿児島県出水市下鯖町地内

(2) 使用の部分

なし

鹿児島県告示第473号

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第114条、第117条第1項及び第118条の規定により、令和6年度第2・3・4次の自衛官の募集について次のとおり告示する。

令和6年6月7日

鹿児島県知事 塩田康一

1 募集種目

(1) 男子

自衛官候補生

(2) 女子

自衛官候補生

2 募集期間

(1) 男子

令和6年6月10日から同年7月11日まで

(2) 女子

令和6年6月10日から同年7月11日まで

3 試験期日

- (1) 筆記試験（WEB試験）
令和6年7月16日から同月20日まで
- (2) 口述試験及び身体検査
令和6年7月20日

4 応募年齢

- (1) 採用予定月の1日現在、18歳以上33歳未満の者
- (2) 32歳の者は、採用予定月の末日現在において、33歳に達していない者

5 試験場の位置及び名称

試験場の位置	試験場の名称
霧島市国分福島二丁目4番14号	陸上自衛隊国分駐屯地
奄美市名瀬永田町17番3号及び奄美市名瀬大字大熊字中畑266番49	鹿児島県大島支庁及び陸上自衛隊奄美駐屯地
薩摩川内市冷水町字上床539番地2	(予備：陸上自衛隊川内駐屯地)

6 応募手続

応募しようとする者は、志願票に所定の事項を記入の上、住所地を管轄する市町村長に提出すること。
なお、志願票は、各市町村において交付する。

公 告

競争入札の参加者の資格に関する公告

令和6年度において、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、当該調達契約に係る一般競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格等について、次のとおり公告する。

令和6年6月7日

鹿児島県知事 塩田康一

1 調達をする物品等の種類

漁業指導取締兼調査船

2 競争入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

なお、調達をする物品等の特質により、次に掲げる要件以外に必要な要件を定めることがある。

- (1) 物品の購入等に係る競争入札参加資格審査要綱（昭和52年鹿児島県告示第166号。以下「資格審査要綱」という。）第3条第3項の規定により入札参加資格を有すると決定された者であって、当該資格を入札書の提出期限の時点で有するものであること。
- (2) 入札書の提出期限の時点で資格審査要綱第2条第1項各号のいずれにも該当しない者であること。

3 入札参加資格審査の申請の方法、時期等

競争入札に参加しようとする者で2の(1)に該当しないものは、次に掲げるところにより、資格審査要綱に基づく知事の資格審査を受け、入札参加資格を得なければならない。

(1) 申請の方法

資格審査要綱第2条第2項に規定する入札参加資格審査申請書に同項各号に掲げる書類を添付して、直接又は郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便により提出するものとする。

(2) 申請書類の入手・提出場所及び申請に関する問合せ先

鹿児島県出納局管財課調達係

鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577

電話番号 099-286-3826

ファックス番号 099-286-5643

(3) 申請書類の受付期間

令和6年6月7日から同月24日までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。

なお、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札参加資格審査が競争入札に間に合わないことがある。

(4) 入札参加資格審査を受けることができない者

資格審査要綱第2条第1項各号のいずれかに該当する者は、入札参加資格審査を受けることができない。

(5) 入札参加資格審査結果の通知

入札参加資格審査結果の通知書を郵便により送付する。

(6) 申請書類の作成において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

4 入札参加資格の有効期間

入札参加資格を取得した日から令和6年9月30日までとする。

5 競争入札の公示の方法

競争入札を行う場合は、鹿児島県公報により公告する。

.....
一般競争入札公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、漁業指導取締兼調査船代船建造について、次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行う。

令和6年6月7日

鹿児島県知事 塩田康一

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び数量

漁業指導取締兼調査船 1隻

(2) 調達をする物品等の特質等

入札説明書による。

(3) 納入期限

入札説明書による。

(4) 納入場所

入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

(1) 物品の購入等に係る競争入札参加資格審査要綱（昭和52年鹿児島県告示第166号。以下「資格審査要綱」という。）第3条第3項の規定により入札参加資格を有すると決定された者であって、当該資格を入札書の提出期限の時点で有するものであること。

(2) 入札書の提出期限の時点で資格審査要綱第2条第1項各号のいずれにも該当しない者であること。

(3) 開札時に物品又は役務の調達等に係る有資格業者の指名停止に関する要綱（平成15年鹿児島県告示第416号）第3条又は第4条の規定による指名停止を受けている者でないこと。

(4) 当該建造に必要な船台を有し、かつ、その船台を当該建造に使用できる者であること。

(5) 漁業取締りの機能を有する船舶、又は漁業に関する調査及び漁業取締りの機能を有する船舶であって、総トン数100トン以上の鋼製又は鋼及び軽合金を併用したものを平成26年度以降に建造した実績を有する者であること。

(6) 建造された船舶に関する点検、修理、部品供給等のサービス及びメンテナンスについて、その体制が十分整備されており、迅速かつ円滑に対応が可能であると認められる者であること。

(7) 建造された船舶に関し、しゅん工後1年以内は、鹿児島県内において点検、修理、部品

供給等のサービス及びメンテナンスを行う体制（代理店契約、業務提携契約等によるものを含む。）を当該船舶のしゅん工までに整備することが可能であると認められる者であること。

- (8) 当該建造に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある造船業者でないこと。

- 3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査の申請の方法、時期、場所等
入札に参加しようとする者で2の(1)に該当しないものは、次に掲げるところにより、資格審査要綱に基づく知事の資格審査を受け、入札参加資格を得なければならない。

- (1) 申請の方法

資格審査要綱第2条第2項に規定する入札参加資格審査申請書に同項各号に掲げる書類を添付して、直接又は郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により提出するものとする。

- (2) 申請書類の入手・提出場所及び申請に関する問合せ先

鹿児島県出納局管財課調達係

鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577

電話番号 099-286-3826

ファックス番号 099-286-5643

- (3) 申請書類の受付期間

令和6年6月7日から同月24日までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。

なお、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。

- 4 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの確認の申請の方法、時期、場所等
入札に参加しようとする者は、資格審査要綱に基づく入札参加資格を得た後、次に掲げるところにより、2の資格を有することの確認を受けなければならない。

- (1) 申請の方法

入札説明書に定める入札参加資格確認申請書及び入札参加資格確認資料を、直接又は郵便若しくは信書便により提出するものとする。

- (2) 申請書類の入手・提出場所及び申請に関する問合せ先

鹿児島県商工労働水産部水産振興課漁業監理係

鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577

電話番号 099-286-3439

ファックス番号 099-286-5613

- (3) 申請書類の受付期間

3の(3)に同じ。

なお、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札参加資格の確認が入札に間に合わないことがある。

- (4) 入札参加資格の確認結果の通知

入札参加資格の確認結果は、原則として令和6年7月10日までに入札参加資格確認通知書により通知する。

- 5 入札の方法等

- (1) 入札書の記載

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- (2) 入札書の提出場所

- 4の(2)に同じ。
- (3) 入札書の提出方法
(2)の提出場所に持参し、又は郵便若しくは信書便により送付すること（郵便又は信書便により送付する場合は、配達を証明することができる郵便又は信書便とすること。）
- (4) 入札書の提出期限
令和6年7月16日午前11時（郵便又は信書便により送付する場合は、同期限までに必着のこと。）
- (5) 開札の日時及び場所
ア 日時 令和6年7月16日午後2時
イ 場所 鹿児島県庁（行政庁舎10階）漁業調整委員会室
鹿児島市鴨池新町10番1号
- (6) 入札参加資格確認通知書の写しの提出
入札書を提出する際に併せて4の(4)の入札参加資格確認通知書の写しを提出すること。
- (7) 工事費内訳書の提出
入札書に記載された金額の決定の根拠とした工事費内訳書を、入札書を提出する際に併せて提出すること。
- (8) 入札説明書
ア 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。
イ 入札説明書の交付場所及び交付期限
4の(2)及び5の(4)に同じ。
- 6 建造仕様書及び一般配置図等の閲覧
建造に係る建造仕様書及び一般配置図等は、次のとおり閲覧に供する。
- (1) 閲覧場所
4の(2)に同じ。
- (2) 閲覧期間
令和6年6月7日から同年7月16日までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分（令和6年7月16日は午前11時）までとする。
- 7 契約条項を示す場所及び期限
4の(2)及び5の(4)に同じ。
- 8 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とする。
- 9 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金
見積もる契約金額の100分の5以上の金額を、入札説明書に定める方法により、入札書の提出期限までに納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。
なお、入札保証金は、入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約締結後還付する。
ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
イ 入札に参加しようとする者が、過去2箇年の間に国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
- (2) 契約保証金
契約担当者が指定する日時までに、契約金額の100分の10以上の金額を、入札説明書に定める方法により納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。

なお、契約保証金は、契約履行後還付する。

ア 契約の相手方が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする契約保証保険契約を締結し、当該契約保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

イ 契約の相手方が、過去2箇年の間に国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体とこの契約に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。

10 入札の無効

次の(1)から(8)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) 2以上の入札書（代理人として提出する入札書を含む。）による入札
- (3) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札
- (4) 入札要件の判明できない入札書、入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又は入札者の押印のない入札書による入札
- (5) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入札
- (6) 民法（明治29年法律第89号）第95条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
- (7) 入札保証金の納付がない場合又は納入金額が過少の場合の入札
- (8) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札

11 落札者の決定の方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。

12 最低制限価格

設定しない。

13 契約書案の提出

落札者は、落札決定通知を受けた日から5日以内に、記名押印した契約書の案を提出しなければならない。

14 仮契約の締結

漁業指導取締兼調査船代船建造に係る契約の締結については、鹿児島県議会（以下「議会」という。）の議決を要するため、議決までの間は仮契約とし、議決を得たときに契約が成立するものとする。

- (1) 仮契約締結後、議会の議決までの間に、落札者が地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当することとなった場合又は指名停止を受けた場合は、契約担当者は仮契約を解除することができる。
- (2) (1)により仮契約を解除した場合は、県は一切の損害賠償の責めを負わないものとする。

15 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称並びに問合せ先

鹿児島県商工労働水産部水産振興課漁業監理係
鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577
電話番号 099-286-3439
ファックス番号 099-286-5613

16 その他

この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

17 SUMMARY

- (1) NATURE AND QUANTITY OF THE PRODUCTS TO BE PURCHASED:
Fisheries Guidance, Patrol and Research Vessel: 1 Unit
- (2) DELIVERY PERIOD:
Specified in the bid explanation form
- (3) DELIVERY PLACE:
Specified in the bid explanation form

- (4) TIME LIMIT FOR TENDER:
11:00 a.m. 16 July 2024
- (5) CONTACT POINT FOR THE NOTICE:
Fisheries Promotion Division
Commerce, Industry, Labor and Fisheries Department
Kagoshima Prefectural Government
10-1 Kamoikeshinmachi, Kagoshima City, Kagoshima Prefecture 890-8577 Japan
TEL 099-286-3439
FAX 099-286-5613

選挙管理委員会告示

鹿児島県選挙管理委員会告示第12号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項の規定により、個人演説会、政党演説会及び政党等演説会を開催できる施設として西之表市選挙管理委員会から施設の指定の変更の報告があったので、令和5年1月31日鹿児島県選挙管理委員会告示第4号（個人演説会等を開催することができる施設の指定）の一部を次のように改正する。

令和6年6月7日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 松下良成

表中 「

西之表市民会館	西之表市西之表7600番地	200
---------	---------------	-----

」を
「

西之表市民会館	西之表市西之表7600番地	433
---------	---------------	-----

」に改める。

公安委員会公告

機械警備業務管理者講習実施公告

警備業法（昭和47年法律第117号）第42条第2項第1号に規定する機械警備業務管理者講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施する。

令和6年6月7日

鹿児島県公安委員会委員長 増田吉彦

- 1 講習の実施期間及び講習時間
 - (1) 実施期間
令和6年8月5日（月）から同月7日（水）まで
 - (2) 講習時間
午前8時30分から午後5時まで
- 2 講習の実施場所
鹿児島県社会福祉センター（鹿児島市鴨池新町1番7号）
- 3 受講定員
10人（原則として、受付先着順とする。）
- 4 受講申込みの受付等
 - (1) 受付期間及び時間帯
 - ア 期間
令和6年6月18日（火）から同月21日（金）まで
 - イ 時間帯
午前8時30分から午後4時まで
 - (2) 受付場所
 - ア 鹿児島県内に住所を有する者等
受講者の住所地又は受講者が鹿児島県内の営業所に属する警備員である場合におけるその者が属する営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課又は生活安全刑事課

イ 鹿児島県外に住所を有する者

鹿児島県内いずれかの警察署の生活安全課又は生活安全刑事課

(3) 提出書類

警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号）第4条に規定する別記様式第1号の機械警備業務管理者講習受講申込書（申請前6か月以内に撮影した無帽，無背景の顔写真（縦の長さ4.2センチメートル，横の長さ3.6センチメートル）1枚を貼付したもの。以下「受講申込書」という。）1通

(4) 申込方法

受講者本人が(2)の受付場所に直接持参し，申し込むこと（受講者本人以外による申込み及び郵送等による申込みは認めない。）。

(5) 講習手数料

39,000円（39,000円分の鹿児島県収入証紙を当該受講申込書に貼付して提出すること。）

なお，受講申込書を受け付けた後は，講習手数料は返還しない。

5 その他

(1) 本講習は，一般社団法人鹿児島県警備業協会に委託して実施する。

(2) 講習においては，修了考査を実施し，当該修了考査に合格した者に対して機械警備業務管理者講習修了証明書を交付する。

(3) 受講に当たっては，筆記用具を持参すること。

6 講習に関する事務を担当する部局の名称及び問合せ先

(1) 鹿児島県警察本部生活安全企画課生活安全許可センター
電話番号 099-206-0110（内線3032・3033）

(2) 一般社団法人鹿児島県警備業協会
電話番号 099-224-4490